

はじめに



本市では、平成12年の社会福祉法の改正に伴い、平成21年3月に「平川市地域福祉計画」を策定し、地域の様々な生活課題に地域全体で取り組む体制づくりを進めてきました。

近年、わが国では急速な少子高齢化や核家族化の進行に伴う社会情勢の中にあつて、本格的な高齢社会を迎えています。また、社会経済状況の低迷による生活困窮者の増加や地域のつながりの希薄化が更に進む中、災害時における要援護者の把握や支援だけでなく、日頃からの地域の結びつきやつながりが、改めて必要とされています。

このような状況の下、第1次計画の計画期間が終了することから、これまで以上に地域福祉の充実とさらなる協働を推進し、安全で安心できる少子高齢化時代の福祉の充実を図っていくため、第1次計画の基本理念や取組体系を継承することとして、第2次計画を策定いたしました。

今回策定しました「第2次平川市地域福祉計画」は、更なる地域の福祉力の向上を目指し、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民、地域団体、NPO、ボランティア団体など、地域社会を構成するさまざまな活動主体がそれぞれの役割と責任を分担しながら、新たに、低所得者福祉の充実、災害時要援護者に配慮した防災対策の推進、権利擁護体制の充実を重点施策に加え、地域住民の持つ生活課題を解決し、住みよい福祉のまちを創り上げる取り組みの推進を図っていく内容となっています。

今後とも、本計画の基本理念であります「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」の実現を目指し、地域福祉の推進に全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、それぞれにお忙しい中、ご尽力をいただきました計画策定委員の皆様方、また、ご協力いただいた皆様方に心から感謝申し上げます。計画策定にあたってのあいさつといたします。

平成26年3月

平川市長 長尾 忠行